

**豊川公園内における出店等の事業に関する
出店者募集要綱**

豊川市都市整備部公園緑地課

令和6年2月

1. 目的

豊川公園利用者に対するサービス向上及びとよかわ桜まつりの更なる賑わい創出を目的として、物販等の出店者を募集します。

2. 概要

(1) 対象公園・出店場所・出店期間・出店数

対象公園	募集エリア	出店場所		出店期間	出店数
豊川公園	No. 1	団体利用	オーエスジー ドリームコート豊川西側	令和6年3月23日(土)～ 令和6年4月7日(日)	15～20
	No. 2	個人利用	陸上競技場前	令和6年3月23日(土)～ 令和6年4月7日(日)	8

※募集エリア位置図は、別紙図面を参考にしてください。

※募集エリア No. 1 は、1 申込者（事業者）で出店数「15 店舗以上 20 店舗以下」を満たす出店とすること。

※募集エリア No. 2 は、1 申込者（事業者）で1 出店とすること。

※上限を超えて応募が合った場合は、「8. 出店者の決定等」のとおり、申込者による抽選とする。

※出店許可対象の面積：1 店舗あたり面積 15 m²（3 m×5 m）以内とする。

(2) 出店時イベント情報

対象の公園	イベント内容	イベント期間（予定）
豊川公園	とよかわ桜まつり	令和6年3月15日(金)～ 令和6年4月7日(日)

(3) 出店可能な時間・車の搬入・搬出可能な時間

出店日時：午前9時00分から午後8時00分の範囲内

車の搬入：原則午前9時00分まで

車の搬出：原則午後8時00分から午後9時00分まで

(4) 販売品目

飲食物の場合は、保健所から許可を得ているもの。

公園で利用又は消費することが想定される物品等。(例：利用に関係ない品目 衣料品、化粧品など)

販売価格については市場価格と著しいかい離が無いよう適正な価格の物品等

(5) 出店場所・日時の制約について

テント型、キッチンカー型のいずれかとする。

(ア) 出店不可とする期間

感染症拡大（新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言等）や自然災害により、出店を見合わせる必要があると市が判断した場合に指定した期間。その他、市が指示する期間。

（イ）出店不可、若しくは市と協議する必要がある期間・内容

イベントや地域の行事、市の工事等により、出店不可の日となる可能性や、出店場所などの調整が発生する場合。

※イベントや地域行事が急きょ決定した場合、出店を取りやめていただくことがあります。

（６）許可方法

出店申込書（様式１）を申請していただき、市で審査を行います。出店の決定後、速やかに豊川市都市公園条例第３条に基づく公園行為許可申請すること。

申請に虚偽があった場合や許可条件、出店手続き及び市の指示を守らない場合は、期間中であっても使用許可を取り消すことがあります。

（７）出店に伴う使用料について

募集エリア No. 1、No. 2 ともに出店期間分（令和６年３月２３日から令和６年４月７日までの１６日分）の使用料を納めること。

豊川市都市公園条例の規定に基づき公園使用料（１日 １平方メートルあたり３７円×消費税率）を使用前に納入することとし、使用料の納付後に出店を辞退した場合や出店等資格が取り消された場合においても、使用料は返還いたしません。

（８）申込資格者

申込者は出店等事業を行っている法人または個人事業主で、今回の目的を十分に理解し、かつ次に掲げる資格を満たす者。

（ア）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。（一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）

（イ）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

（ウ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

(エ) 申込時点において、市に納付すべき市税の滞納がないこと。

(オ) 移動販売車等は、原則申込者が所有権を持っているものに限る。ただし申込者以外が所有権を持っている移動販売車等を使用する場合は、申込時に法的な貸借関係を証明すること。

(カ) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者等の資格（ただし法人の場合は、実際に公園に出店する者）及び自動車等による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。）を有するもの。

(キ) 生産物賠償責任保険（P L 保険）等に加入しているもの。

(ク) その他、営業に必要な許可や資格を有するもの。

(ケ) 市の事業への協力（市の広報・P R、アンケート調査等）に同意できるもの。

3. 出店上の条件等

(1) 販売品目

①飲食物の場合は、保健所から許可を得ているもの。

②販売品目は、公園で使用又は消費することが想定される物品等とする。

③販売価格については市場価格との著しいかい離が無いよう適正な価格での販売に留意すること。

(2) 出店場所

募集要綱にある募集エリア位置図（別紙）の実施予定場所における指定されたエリア、出店場所とする。（現地が不明であれば豊川市が案内します。）

販売許可された出店場所内のみで行い、その他の場所での販売などの行為をしないこと。

(3) 出店数

(ア) 募集エリア No. 1 は、1 申込者（事業者）で出店数「15店舗以上20店舗以下」を満たす出店とすること。出店数を満たせば個人または法人を問いません。

(イ) 募集エリア No. 2 のエリアは、1 申込者（事業者）で1 出店とすること。

(4) ごみの処理等

①出店者は、ごみ箱を各店舗付近に見やすく設置し、分別して適切に回収・処分す

ること。また、募集エリア No. 1 の申込者は、出店場所付近に利用者が分別して捨てることのできるごみステーションを1つ以上設置し、分別して適切に回収・処分すること。

申込者及び出店者が排出するごみは、分別して適切に回収・処分すること。

②申込者及び出店者は、店舗及びその周辺を常に清掃し、清潔に保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。

③飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、申込者及び出店者により各ブース下（売り場含む）にビニールシート（防炎性のもの）を敷くなど対応し、汚損しないように努めること。汚した場合、申込者及び出店者で清掃すること。なお、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求する場合がある。

④出店により生じた排水（雨水は、除く）は、公園内設備に流さず出店者が持ち帰り、適正に処分すること。

⑤容器包装等について、脱プラスチックや包装の簡素化など持続可能な社会に向けた取組を行うように努力すること。なお、園内で行う環境への取組みに協力をお願いする場合がある。

⑥開催期間中の商品の保管は、申込者の責任において行い、ブース内にあるゴミ、発生したゴミは、申込者及び出店者が責任を持って処分すること。ブース内に放置されていた場合は、処理費を請求する場合がある。

（5）実績報告書

出店した最終日を含む14日以内に実績報告書（様式4）を豊川市へ提出してください。

4. 注意事項

①公園利用者の妨げになる場所（滞留空間、通路、出入口、ベンチ等）に店舗を配置しない、騒音・振動・異臭などを出さない等、近隣住民への十分な配慮をすること。

②公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布（店舗に置くことは可）、拡声器等を使用した呼び込み、BGMの使用（車内で従業員が聞く程度は可））は禁止とする。

- ③雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、豊川市公園緑地課のメールアドレスへ、前日午後5時00分までに連絡すること。
- ④車両による搬入搬出については、公園緑地課から車両許可証の交付を受け、車両のフロントに設置すること。また、車両移動は、公園利用者の安全確保を最優先とし、人が少ない時間帯（搬入：原則午前9時まで 搬出：原則午後8時以降）を選び、ハザードランプを点灯させること。また、複数人スタッフがいる場合は、車両の誘導人員として対応をすること。
- ⑤園内の指定された場所以外に駐車することはできません。営業終了後は、後片付けの上、速やかに園外へ退出すること。なお、夜間に園内に出店したまま翌日、販売する場合は、市と協議すること。
- ⑥出店にかかる盗難・紛失・破損等については、豊川市は一切責任を負わず、夜間も含め申込者及び出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理すること。
- ⑦申込者及び出店者の故意・過失により事故等があった場合は、申込者及び出店者の責任において対処すること。
- ⑧園内の電気、水道の利用は許可しないため、出店者が用意すること。発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な手続きをすること。
- ⑨発電機を使用する場合は、静音仕様のもを使用する、養生を行うなど稼働音への配慮をすること。
- ⑩出店後は出店場所の現状復旧を必ず行うこと。
- ⑪店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応することとします。なお、トラブルが発生した場合については、その内容を市に報告すること。
- ⑫生食品の管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ⑬食中毒等の予防のため、保健所による改善指導が実施される場合は、対応すること。
- ⑭許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等は掲示しないこと。

- ⑮アレルギー表示の義務は食品表示法で加工食品に限られるが、各出店者の判断で消費者への配慮を行うこととする。(正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等)。
- ⑯喫煙する場合は、受動喫煙防止やマナーを遵守すること。
- ⑰出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害に対する賠償の一切の責任や、その他事故・トラブル等の一切の責任を出店者が負うこととする。
- ⑱本要綱に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ⑲緊急時のために休業日でも連絡が取れるようにすること。
- ⑳その他不明な点については、市と協議すること。

5. 申込み手続き

(1) 申込み<申込者>

出店を希望する場合は、申込書及び添付資料を電子メール、FAX、窓口への持参又は郵送にて提出してください。「6. 提出書類」(①～⑩)
事前に出店スペースの確認を希望する場合は、事前連絡してください。

(2) 調整及び抽選会<豊川市公園緑地課>

抽選を行うため、令和6年3月15日午後4時00分までに豊川市役所公園緑地課窓口にご来庁ください。抽選日時に抽選場所に来庁されない場合は、申込みを辞退したものといたします。

(ア) 募集エリア No. 1において、複数の申込者が重複した場合、重複した申込者の代表者同士による抽選を行い、決定します。

(イ) 募集エリア No. 2において、区画の配置及び区画以上の申込数について、申込者同士による抽選を行い、決定します。

(3) 決定及び説明会<豊川市公園緑地課>

決定後、公園緑地課内で説明会を行いますので、
令和6年3月15日午後5時00分に、豊川市役所公園緑地課窓口にご来庁ください。

(4) 都市公園行為許可申請<申込者>

上記の使用決定日以降、申請書を窓口への持参又は郵送にて期日までに提出してく

ださい。「6. 提出書類」(⑩)

(5) 都市公園行為許可〈豊川市公園緑地課〉

上記申請に対し、条件を付したうえで使用許可を行います。

(6) 使用料納入〈申込者〉

出店するまでに使用料を納入し、出店期間中は、行為許可書及び納入領収書を提示できるように携帯してください。

6. 提出書類

〈申込手続き〉

- ①出店申込書（様式1）
- ②出店企画書（事業概要）（様式任意）
- ③出店メニュー等一覧表（様式2）
- ④表明・確約書兼誓約書（様式3-1、様式3-2）
- ⑤営業許可証の写し（豊川市・有効期限内のもの）
- ⑥食品衛生責任者等の写し又はそれに代わる資格者証明書の写し（飲食物の販売する方のみ）
- ⑦PL 保険（生産物賠償責任）等の写し（出店期間の保険期間内もの）
- ⑧自動車検査証等の写し（キッチンカー等の車両移動販売車の方のみ）（有効期限内のもの）
- ⑨出店する店舗（車両）の写真（全景）・ナンバープレートが分かる写真（キッチンカー等の車両移動販売車の方のみ）
- ⑩その他市から求められた資料

なお、審査資料に変更が生じた場合、市との協議の上、必要書類を速やかに提出してください。

※豊川市に提出した①～⑩の書類の返却をいたしませんので、あらかじめご了承ください。

〈決定した日程以降〉

- ⑩都市公園行為許可申請書、配置図面等

7. スケジュール

内 容	期 間	その他
事前相談・現地確認	随時	申込者・市
募集期間	令和6年2月16日（金）から令和6年2月29日（木）まで	申込者
警察等の関係部署へ照会	令和6年3月1日（金）から	豊川市
出店の調整及び抽選	令和6年3月15日（金）午後4時00分 公園緑地課内	
決定及び説明会	令和6年3月15日（金）午後5時00分 公園緑地課内	申込者
都市公園行為許可申請	令和6年3月18日（月）又は19日（火）まで 公園緑地課内	申込者
出 店	令和6年3月23日（土）から令和6年4月7日（日）まで	申込者

8. 出店者の決定等

(1) 募集エリア No. 1 において、複数の申込者が重複した場合、重複した申込者の代表者同士による抽選により、決定とする。

抽選日時に抽選場所に来庁されない場合は、申込みを辞退したものとみなす。

(2) 募集エリア No. 2 において、区画の配置及び区画以上の申込数について、申込者同士による抽選により、決定とする。

抽選日時に抽選場所に来庁されない場合は、申込を辞退したものとみなす。

なお、出店のキャンセル回数が3回以上のもの、本要綱に違反した回数が1回以上のもの、申込内容に虚偽が発覚したもの、いずれかに該当したものは、常に他の者を優先とする。

(3) 募集エリア No. 2 において、空き区画がある場合は、決定日の令和6年3月15日以降に申込書を窓口へ持参し、関係部署へ照会等を行い、申請順により決定する。

ただし、出店期間は、他の申込者同様に令和6年4月7日までとする。

9. 提出先及び問い合わせ先

豊川市 都市整備部公園緑地課 公園管理係 （北庁舎3階 窓口）

住所：〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2176（直通）

FAX：0533-89-2171

Email：koen@city.toyokawa.lg.jp

※Email、郵送（締切日）にて申込をしてください。なお、申込みをされた場合は、

確認のため必ず、期間内に豊川市公園緑地課公園管理係まで電話をし、申し込んだ旨を伝えてください。

※提出及び問い合わせ先へのお電話は、平日の午前8時30分から午後5時までの間（正午から午後1時を除く）に行ってください。

募集エリア位置図



令和 年 月 日

豊川市長様

出店申込書

申込者

住所(所在地)

ふりがな

氏名(法人名及び代表者)

電話番号

メールアドレス

豊川公園内における出店等の事業に関する出店者募集要綱に基づき、出店したいので、要綱に規定された内容(申込資格者及び出店上の条件、注意事項等)を満たすことを誓約し、以下の関係書類を添付のうえ、申込みします。

記

1. 募集エリア・出店数

募集エリア (NO.)

出店数 ()※募集エリアNO.1 申込者のみ記載

2. 店舗の簡単な平面図、店舗写真

※別紙として簡単な各店舗の平面図(様式は任意)。

3. 公園内の美化活動、環境への配慮、取組み

4. その他販わい創出における提案・セールポイントがあれば、記載してください。

●添付資料(提出する書類に☑をしてください)

- 出店企画書(事業概要)(様式任意)
- 出店メニュー等一覧表(様式2)
- 表明・確約書兼誓約書(様式3-1、様式3-2)
- 営業許可証の写し(豊川市・有効期限内のもの)
- 食品衛生責任者等の写し又はそれに代わる資格者証明書の写し(飲食物の販売する方のみ)
- PL 保険(生産物賠償責任)等の写し(出店期間中、保険期間内のもの)
- 自動車検査証等の写し(キッチンカー等の車両移動販売車の方のみ)(有効期限内のもの)
- 出店する店舗(車両)の写真(全景)・ナンバープレートが分かる写真(キッチンカー等の車両移動販売車の方のみ)
- その他市から求められた資料

令和 年 月 日

豊川市長殿

団体名
代表者住所
代表者氏名(署名)
担当者氏名
電話番号

※日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

表明・確約書兼誓約書(団体利用(代表者)用)

私たちは、豊川公園内における出店等の事業に関する出店者募集要綱の出店申込みにあたり、次に掲げる者に該当せず、次に掲げる行為を遵守し、将来において相違ないことを誓約します。

この誓約書に虚偽の申請をした場合は、出店を取り消されることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切、当方の責任とします。さらには、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることも理解しています。

私たちの住所・氏名・生年月日・店舗(会社)名・出店(商品)内容の情報を、豊川市を通じて愛知県豊川警察署へ提供することに同意します。

記

1 私たち、物品販売を目的として露店、キッチンカー、屋台などを出店する団体(以下、出店者等という。)は、以下の各号に掲げる者にも該当しません。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)に該当する者
- ②暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
- ③自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
- ④暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
- ⑤暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
- ⑥暴力団と生計を同一にする関係にある者
- ⑦愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者
- ⑧前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者

2 出店者等は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行いません。

- ①暴力的要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
- ④他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
- ⑤他の者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為

- 3 出店するにあたり、関係法令を遵守いたします。

- 4 「本募集要綱」の記載事項を守ります。

- 5 出店場所・営業時間などを含めた一切の事項について、豊川市の判断に従います。その際には、豊川市に対していかなる損害賠償も求めません。

- 6 申込み以外の商品を取り扱いません。

- 7 出店にあたり発生した事故及びクレーム、イベント運営や物品販売に起因する全ての事項については、出店者が責任をもって解決し、豊川市に一切の賠償などの請求は行いません。

- 8 商品については、搬入から搬出まで出店者が責任を持ち、盗難、紛失があった場合も出店者が責任をもち、豊川市に一切の賠償など請求は行いません。

- 9 イベント(祭礼)等が終了した際には、出店した公園内及び周辺清掃、片付け等を徹底し、原状回復に努めます。原状回復、園内の清掃、片付け等を行わない場合は、次回以降出店いたしません。

- 10 イベント(祭礼)等の主催者及び警察官の指示に積極的に従い、イベント(祭り)の健全な運営に協力します。

令和 年 月 日

豊川市長殿

住所

ふりがな

氏名(署名)

生年月日・性別

電話番号

※日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

表明・確約書兼誓約書(個人利用及び団体の出店者(個人)用)

私は、豊川公園内における出店等の事業に関する出店者募集要綱の出店申込みにあたり、次に掲げる者に該当せず、次に掲げる行為を遵守し、将来において相違ないことを誓約します。

この誓約書に虚偽の申請をした場合は、出店を取り消されることになっても一切の異議を申し立てず、また賠償や補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は一切、当方の責任とします。さらには、詐欺罪等の刑罰法令に触れる行為として厳重に処罰されることも理解しています。

私の住所・氏名・生年月日・店舗(会社)名・出店(商品)内容の情報を、豊川市を通じて愛知県豊川警察署へ提供することに同意します。

記

1 私は、物品販売を目的として露店、キッチンカー、屋台などを出店する団体(以下、出店者等という。)は、以下の各号に掲げる者にも該当しません。

- ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)に該当する者
- ②暴力団等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる者
- ③自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、暴力団を利用していると認められる関係にある者
- ④暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係にある者
- ⑤暴力団等と社会的に非難されるべき関係にある者
- ⑥暴力団と生計を同一にする関係にある者
- ⑦愛知県暴力団排除条例第26条第1項に規定する公表された法人等に属している者
- ⑧前各号のいずれかに該当する者や法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている者

- 2 出店者等は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行いません。
 - ①暴力的要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③詐術、暴力的又は脅迫的な言動を伴う行為
 - ④他の者の名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為
 - ⑤他の者の業務の妨害、又は妨害するおそれのある行為
- 3 出店するにあたり、関係法令を遵守いたします。
- 4 「本募集要綱」の記載事項を守ります。
- 5 出店場所・営業時間などを含めた一切の事項について、豊川市の判断に従います。その際には、豊川市に対していかなる損害賠償も求めません。
- 6 申込み以外の商品を取り扱いません。
- 7 出店にあたり発生した事故及びクレーム、イベント運営や物品販売に起因する全ての事項については、出店者が責任をもって解決し、豊川市に一切の賠償などの請求は行いません。
- 8 商品については、搬入から搬出まで出店者が責任を持ち、盗難、紛失があった場合も出店者が責任をもち、豊川市に一切の賠償など請求は行いません。
- 9 イベント(祭礼)等が終了した際には、出店した公園内及び周辺清掃、片付け等を徹底し、原状回復に努めます。原状回復、園内の清掃、片付け等を行わない場合は、次回以降出店いたしません。
- 10 イベント(祭礼)等の主催者及び警察官の指示に積極的に従い、イベント(祭り)の健全な運営に協力します。

様式4

令和 年 月 日

豊川市長様

氏名

店舗名(屋号)

電話番号

※日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

実績報告書

1. 販売内容

店舗名	出店エリア	出店日	出店時間	商品名	商品売上計(円)
		3/23			
		3/24			
		3/25			
		3/26			
		3/27			
		3/28			
		3/29			
		3/30			
		3/31			
		4/1			
		4/2			
		4/3			

		4/4			
		4/5			
		4/6			
		4/7			

2. 市への報告事項(店による事故や苦情等のトラブル)

3. イベントや募集に関する意見

4. 次回以降のイベントの出店における募集があれば、希望の有無。

希望する

(連絡先 メールアドレス

)

希望しない

レ点チェックをお願いします。

※希望にチェックをされた場合は、市からイベント出店について、連絡が入ることがあります。

※出店した最終日を含む14日以内に実績報告書を公園緑地課に提出してください。

FAX、メール可。